

資料編

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| 資料 1 | 委員会における主な意見 | 1 |
| 資料 2 | 公共施設一覧表 | 11 |
| 資料 3 | 公共施設のあり方検討委員会対象施設個表 (15施設) . | 13 |

委員会における主な意見

第 8 回から第 15 回委員会における委員意見及び平成 21 年 8 月に文書提出された委員意見を整理したものです。

【全施設共通事項】

今回の対象の教育・文化施設については、現地調査でも各委員から、必要ないという意見はなく、収益の上がないものという共通認識であり、そこから議論を出発しなければならない。一方で財政の事情がありながら、子ども達のための教育・文化を群馬県としてどう担保するか、という議論をきちっとしなければいけない。例えば歴史博物館では県外の子どもがたくさん来てくれており、収益は上がらないものの群馬の知名度アップに大きく寄与していることから、基本的には県の直営施設として残して、どう改善ができるのかという議論をすべき。

教育的価値が大きいのが、縦割りで有効に機能していないということ。教育的価値があるなら、県全体として所管部を越え、施設をどう活かすかという仕組みを制度化してやらなければならない。また、近隣の類似施設との連携もさらに進めていただきたい。

施設があるのに、予算が削られたため、中途半端になってしまっている。(施設を活かす仕組みを)制度化することで有効利用し、未来の子ども達のためにもっと積極的に連携を図るべき。

この委員会の答申で職員の目が覚めた。天文台も館林美術館も同様である。成果が出るのに数年かかると思うが、他の県でやっていないものをなぜ群馬でやるのかと考えるか、それとも、それが群馬の個性だと考えるか、色々な考えで、評価されることを期待したい。

この委員会は行財政改革の観点から始まっていると理解している。もっと活用する方法や、今までの感覚ではなく、新しい仕組みを考える必要があるのでは。技術者や施設などの財産を活かすためにも、教育の中で、お金のかけ方が重要であるという提案をした方がよい。

教育的価値がある群馬県の誇りを、壊していいのかというのがこの委員会の本質であると思う。天文台の時に誰もが、造る前に言ってもらえばよかった、できた後に、壊せとは言えないという感想であった。現状における財政力とのミスマッチがすべての原因である。徹底的に叩いて、潰すわけにはいかないから、とことん厳しく委員会のデモンストレーション効果として、公務員の意識を変えることが重要。

いいものは残したいと思ってしまうが、そのためには群馬らしさが重要である。群馬はものづくりだと思ふ。将来どのような大人を作っていくかというニーズを考え、ものづくりのために、例えば、3回施設に行けば昆虫博士の資格がもらえるといった形で、夏休みなどにいくつも資格が取れるような工夫が欲しい。企画の順位付けをすることが重要。

それぞれの施設が設置された地域にとって、これは貴重な財産であり、多年にわたる誘致活動の成果であり、これによって地域の魅力が増し、各市町村が充実発展の道をたどると願っている。

時代の要請に応じて造られ活用されたが、現在も将来も利用が見込まれない施設は割愛すべき。

管理運営方法について、行政コスト（入館者一人当たりいくらかかっているか）が重要である。この観点から、天文台や昆虫の森が問題となった。県として赤字というのではなく、利用者数に応じたお金を配分すれば良いのだと思う。毎年の予算管理や中長期計画の管理にも、行政コストの目標を掲げ、実行し、チェックしていくシステムが必要。

文化・教育施設だからといって、赤字について何も考えないわけにはいかないし、赤字をなるべく減らした方がよい。美術館は典型例で、イベント展覧会などをした後に検証することが必要。終わったあとで教育効果をもう一回考えることで、次に繋げるという意識付けにもなる。外部によるウオッチでもよいが、緊張感を高めることで、赤字は減るのではないか。

文化的な教育施設については、あまりお金のことは言うべきではないと思っはいるが、昨年委員会で議論された施設の職員の意識は、特にこの半年で大きく違ってきている。今後も外部から点検されているという意識付けを是非やってほしい。

聖域なく経費を絞ることは悪いことではない。実際、現場の努力や創意工夫に繋がっている。このため、経費を削減する際には費目を指定せず、現場の職員の創意工夫の余地を残すことがとても大事。

県であれば県民の欲する政策施策は常に財政力を上回り、これに順次応えれば財政の窮迫する状況はむしろ当然。現在は世界的に経済が激しく収縮している折であり、税収減も激しく、経費の削減を求められるのはやむを得ない。

設置当初より必要と計上していた要員・予算を削除するのだから、決断するにしても切れ味の良さばかりでなく、将来の可能性や地元民の希望を生かす「やり方」を期待する。

教育施設として設置されたものや、美術館・博物館等の文化施設は収益事業ではないのだから、赤字金額とか、収益改善といった表現で投入経費を表現するのは誤解のおそれがある。

県営施設に係る費用は、その負担が財政全体からバランスするよう建設されることが本来の姿。

情報発信力が足りない。この委員会の委員でも、現地調査で初めて行ったという施設があった。もっと情報発信に各施設が一生懸命取り組むべき。

県のホームページについて、県の施設のページは内容がすごく堅い。県トータルとして、PR方法をもう少し柔らかく、興味を持ってもらう形にできないか。

まずは県民に施設を知っていただくことが重要。例えばネットの検索対策などについても、多少お金をかけた方がよい。

多くの施設では利用者の増加に努力している姿を伺うことができたが、同時に感じたのが広報・PRのワンパターンであり、『今回はこれが見もの』というようなアピールが足りない。結果、いい企画にも関わらず、入場者が伸びないのでは。もっと工夫してもらいたい。（中間報告書対象施設は、イベント告知が目立つようになった。）

全施設で利用者・来館者の多少が常に議論を呼んだが、気になる点は施設への往来を自動車としているところ。定期バスは採算が難しく、団体以外は個別に自家用車では、子どもと老人はなかなか来館できない。これからの暮らしを考えると集客施設は努めて鉄道沿線の駅周辺用地が望ましい。

県有施設は、県民の日だけ無料開放しているが、例えばイギリスでは大英博物館は常に無料であり、フランスのルーブル美術館は毎月第1日曜を無料とするなど、多くの人を集めている。このように無料開放ができるならば、独自で考えてアピールするのが有効だと思うのでやっていただきたい。

無料化の場合、その財源をどこが負担するのかということが問題になる。岡山県方式（補助金として収入に入れる）により、あくまで見かけ上であるが、赤字の圧迫から回避させるのも有効か。

問題は料金設定よりも、観光業者が利用する民間施設は、バックマージンがあるというのがポイント。行政としては難しい面があるため、業者を大事にする、何か他の工夫が必要。

夫婦であれば半額、恋人同士であれば半額など、おもしろい話題を作ればマスコミが取り上げるのでは。

複合施設、例えば水産学習館はつつじが岡公園の中の一つのものであるのに、所管がバラバラであるが、県民から見れば変わりはない。全体を一元化し、事業主体をはっきりとし、目的意識を持って一つの施設を運営することの必要性を強く感じた。自然史博物館も土屋文明記念文学館も同じであり、ロケーションが活かされていない。県民意思と違ったところで運営が行われている。

指定管理者制度は、教育・文化施設にはなじまない。本委員会の提言により、それぞれの施設で意識改革に至った。社会教育施設が微妙で、利用が季節限定であり、閑散期との組み合わせに改善の余地があると思うが、行政だけではなかなか発想がないところに民間的な視点が活用できるのではないか。

財政が厳しい中で、NPO・ボランティアとの更なる協働というのはわからないではないが、施設によってはマイナスになることもある。本来行政がやるべき施設であれば、行政が責任を持ってやるべきではないか。

例えば銀行では、不振の企業を再生する時に、PDCA サイクルを自分たちでやらうのが理想形だが、残念ながら、自分たちではどうしても甘くなり、なかなかできるものではない。やはり第三者的なところに自分たちのお金で評価をしてもらうのが良い。

外部評価で、「三つ星」の公共施設というのも観光資源になるかもしれない。

県民のために造られた施設なのだから、県有施設の運営などを関係者以外で点検、評価する仕組みがあったらと思う。監視や監査など厳しいものではなく、年数回アドバイスするような機会が必要かもしれない。

答申を出して1、2年は緊張感を持って取り組むと思うが、人が変われば、どうしても持続されない面が出てしまうので、外から必ず監視すべき。

【歴史博物館】

博物館学習で多く利用されており、かなりの小学生が来館している。県外の利用も多いようであるが、特別な働きかけをしているのか。

開館から30年、観覧者も400万人を超え、群馬の文化・教育施設としての役割は十分果たしている。企画展示も小中学生対象の体験学習も興味あるものが多い。

常設展示の見直しなど検討課題については、その時その時に合わせたタイムリーなテーマに替える努力を続けて欲しい。

群馬の場合は、全国に誇れる郷土の偉人や遺物がたくさんあると思うが、意外に知られていない。もっとこれらに光をあててアピールする展示方法もあるのではないか。

すばらしい展示品について、説明文もあるが、ただ見過ごすだけでもったいない感じがする。案内によって、展示品の説明や時代背景などがわかると感動が高まり、リピーターも増えると思う。また、ボランティア案内についても、個人的考えを述べられて困るとの意見があったが、それは、博物館で事前にボランティアの研修や意思統一すればできることだと思う。自然史博物館や富岡製糸の案内は参考になる。

教育普及について、学芸員に比べ業務内容がわかりにくいのではないか。

情報発信は、従来の公共施設や学校などへのポスター配付、マスコミへの資料提供だけではなく、話題性ある情報も考慮すべき。

開館から長く経つと、努力する気持ちが薄れてしまう。歴史博物館の現地調査の際、図録を購入したが、半月足らずで売り切れそうだという話を聞いた。入館者目標3万人に対し、図録は600冊しか用意していなかったということであり、これは民間では考えられず、意識が甘い。たとえ売れ残っても、企画展終了後も売店で販売すればよい話である。

近代美術館、群馬の森との連携・一体化は、管理運営面や広報の共同（ポスターに両施設の案内）など、可能なものから実行していく。

この施設については、指定管理者制度の導入対象とはならないと思う。

【土屋文明記念文学館】

どうしても土屋文明の個人文学館というイメージを持ってしまいが、実態は総合文学館である。文学館の収入を増やすためには、観覧者を増やす必要がある。

名称変更はよいと思うが、土屋文明は全国的に見ても有名な方であり、郷土の偉人でもあるので、何らかの形で子どもたちには覚えてもらいたい。

文化的な価値も高い施設だと思うが、他の施設からすると、施設の性格上、地味であり、大衆性にかける面もあり、運営は大変だと思う。入館者もここ数年減少傾向を示しており、名称変更を含め転換期にあるように感じる。

名称は、土屋文明の名を残すとしても、文学館を全面的に出したほうが、良いのではないか。

本県の総合文学館としての位置付けを、もっと鮮明にすべき。近現代に限定しないで古事記、万葉集の時代からの関わりのある故事、作品の紹介があっても良いのではないか。

教育的機能をもっと発揮してほしい。来館の実績をみても、高崎市内の数校の小学校しか来ていない。また、これだけ立派な専門職員がいれば、学校等に出向いて、もっと郷土の文学を子供たちに話してやる機会もほしい。

文学に興味、造詣のある人ばかりが対象でなく、幅広い層の人に足を運ばせる斬新な企画をもっと期待したい。

この文学館には、何回か観覧に来たことがあるが、作品等に関する説明を聞いたことがない。一般の観覧者が職員の方に説明を求めるといっても、なかなか難しいので、時間を決めて、説明時間を設けるなどの工夫をしてもらえるとありがたい。

展示施設的要素が半分、収集保存といった研究施設的要素が半分。施設の位置付けが

中途半端であり、ここを明確にすることが必要なのでは。もともと利用の促進が図れる施設ではなく、研究をしっかりとしていくべき。

誘致された県有施設については、市町村レベルで管理してもらった方がよい。

知識と経験を持ったボランティアを主力にして運営していくことがよいのではないか。その場合、わずかでも手当を出す方がよい。

この施設については、指定管理者制度の導入対象とはならないと思う。

【自然史博物館】

4億円の経費で、これだけ頑張っており、素晴らしい施設である。県内の子どもたちに感動をいっぱい与えてもらいたい。

自然史博物館は、年間4億円以上の赤字が出ているが、年間入館者が16万人となっている。赤字をどうするか。赤字でもよいと考えたときに、それでは何で判断するのか、一つには、入場者数だと思う。自然史博物館は、4億円の赤字があるが、子どもたちにとっては面白い、興味がわく施設である。

群響や尾瀬のように教育の政策としてやっていただきたい。昆虫の森、天文台も同じである。小学生が遠足で来れば、その後家族で来ることにもつながり、PRにもなる。

子ども達に好評ということであるが、大人や観光に十分耐えうる施設である。観光の要素を取り入れていいのではないか。館の関係者だけではなく、PR会社や、観光物産課等のノウハウを入れて、新たな集客の展開が図れるのではないか。

この施設は、我々が認識している以上に価値のある施設だと思う。教育的価値もさることながら、観光施設としても全国に誇れる魅力ある充実した施設だと思う。ただ、残念ながら、その価値が県民に十分認識されていない。

県内の自然の生い立ちや豊かな環境を紹介する誇るべき施設。また、恐竜の時代やヒトの起源の展示なども、年齢に関係なく来館者の興味を引いている。教育施設として解説員の役割も良い。しかし、開設から10数年、展示品の傷みも散見される。修理、更新を進めながらリピーターの増加を図るためにも、ロマンある企画展を期待したい。

先生が知らないと、これだけの施設を子どもたちに紹介しない。子どもは家族と来るだけ。文化と教育で縦割りになっているが、もっと全体で、システムで根本的にやっていかないと難しい面がある。感想としてはとても素晴らしい施設。

いくら教育の場だとしても収入の確保は重要。有料の利用者を増やすため、県外者の利用を促進することは大いに結構。軽井沢やサファリパークのついでに、ということで立ち寄ることがあるかと思うので、頑張ってください。

これだけ価値ある博物館をアピールするためには、名称を群馬県自然史恐竜博物館としたほうが良いのではないか。

今日施設を見させていただいたが、緻密な作業をされていた。リピーターを増やすため、またよく理解してもらうために、数回に分けてみてもらう工夫ができないか。短時間で見てもらうのはもったいない。

平成18年度は開館10周年で利用者が多い。経費がかかると思うがこういう企画を考えればよいのではないか。

大学や地域との連携を有機的にどうやったら図れるか。

自然史博物館と昆虫の森では、同じ生物を扱う施設であり、重なる面も多いため、連

携を深めることで経費削減が図れるのではないか。

委託料はもっと絞れるのではないかという気がする。

この施設の良い点は、時間によって、会場案内係の方がおり、施設全体のポイントを要領よく案内し、見学者に感動を与えていること。見学だけでなく説明を聞くことによって、その感動と想像力が増し、その展示物が魅力ある貴重なものだとの認識し、見方も変わる。

PR方法については、ショッピングモールで宣伝するのも有効。

家族で来館したときに、ボランティアの方が30～40分かけて丁寧に解説してくれ、感動が全く違った。行った人の印象が高まり、リピーターにも繋がると思う。できる限り解説することにしてもらいたい。

本日車で来館したが、博物館・ホール、公園といった個々の施設の看板がいっぱいあり、わかりづらい。利用者にとっては、複合施設、一つのロケーションである。縦割りの弊害とは言わないが、どこの施設を誰が管理しているかなどは県民にはわからないので、統一的な名称をつけるなど、もう少し横の連携が必要。

博物館・ホール・公園・福沢一郎記念館等、一カ所にあり、合理的だが、当博物館自体が埋没し、わかりにくい面がある。もっと独立した案内や看板等がほしい。

自然史博物館の附帯施設のかぶら文化ホールは、指定管理者である市の管理となっているが、博物館に併設しているという構造上の問題などもあり、博物館と文化ホールの共通部分は県が全て負担しているという分かりにくい形になっている。文化ホールが指定管理者で管理できているのだから、学芸員については派遣に来ていただくとしても、施設の管理くらいは自然史博物館と共通にできないのか。

この施設については、指定管理者制度の導入対象とはならないと思う。

【精神障害者援護寮「はばたき」】

ある程度薬で症状を抑えられるようになってきているようだが、こういう県有施設がなくなって、重症者の行き場が無くなっては困る。

このような施設は、生活支援や職場復帰、職業訓練といったものが一体となって推進されないと、いろいろな効果が出ないので、こういったことができる団体が引き受けてくれることが必要。

職員をいきなり引き揚げてしまうことになるが、ノウハウはどのように継承するのか。

処遇困難者を引き受けているので、指定管理者制度導入の方向性が決まったら、これまで以上に丁寧に見ていかないといけないと思う。特殊ケースであるので、専門家の方にもたくさん入っていただかないと難しいのではないかとこの印象を持った。

利用料金は現状のままでも、現在のサービス体制を維持できるのか。

指定管理者制度導入に向けて手続きを進めることで問題ないと思う。民間に移管したのでは受け手はいないが、県有施設のまま指定管理者制度を導入するのであれば、受け手が見つかりそうとのことであった。実際、やってみなければ分からないところもあると思うが、県内部で検討を重ねる中で、指定管理者制度であれば十分やっていけるといった結論に至ったのだと思う。改めて議論しなければ、結論が出せないというような問題があるとは思えない。

県として、こういう施設は必要だと思う。先進諸国の中でも、日本は精神障害の入院

患者が非常に多い。国では、復帰プログラムをどのように考えているのか、また、県として、どのように青写真を描いているのか心配な面もあるが、その中で指定管理者制度の位置づけをよく考えて、導入していかなければならないと思う。

他の公の施設とは事情が異なる。事前引継ぎなども含めて、公募要件として募集要項に記載が必要な事項があると思うので、今後十分に詰めていただきたい。

【水産学習館】

水産学習館は「水生生物とその生息環境の学習の場」としても中途半端という感じである。一旦施設を廃止して、新たなものを作っていく方が良いのでは。温室にしても中途半端で、はたして残しておく必要があるのか。地元の館林市も四季型の公園化という要望であり、具体的な提案ではないので、一旦無くして考えた方がよいのでは。

設置目的とズレが生じている現状からすれば、水産学習館を廃止することを前提として、白紙から考えた方がよい。

施設の規模は小さく、中途半端である。公園全体の中で位置づけをしていかないとかなりきつい。

水産学習館は廃止すべきである。既存施設がもったいないから何か活用できないかという議論ではなく、白紙に戻して、教育機関・水産振興の場として必要であれば何か作ればよいが、同じ施設を作るかというとならないと思う。施設を廃止して国に補助金を返還した方が、コスト的にもよい。

内水面漁業の振興は、水産試験場がやっている。学校では小川にでかけるなど環境保護の観点からの学習を現場で考えれば足り、水産学習館は意味を持たず、使命が終わっている。

水産学習館を利用している学校数が少ない。実際、向井千秋記念館に行ったついでに利用されているという感じである。

学習効果があるかという、難しい。

現状ではつつじが岡公園の管理が複雑になっており、一体的に、全体で管理すべき。この委員会では水産学習館が課題であるが、この使命が終わったことを前提に、管理そのものを館林市と協議して、管理全体のあり方を考えてほしい。

隣県からの利用が多いのはいいとしても、周辺地域の利用が主であり、館林市への移管も視野に入れるべき。

廃止して更地にするというのはいかがでしょうかと思うが、今とは違う形で、子ども達の学習の場として特化した方がよい。

魚の卵などを直接見られるという学習の場としては、子ども達にとってはいいものだと思う。

温室と水産学習館のあり方については、一体で考えるべきではないか。

館林の教育委員会や県の教育委員会などが、教育目的に沿って、もっと経費をかけずに運営するのが一番よいのでは。

展示が細々として雑然としている。学習の場というのであれば、外来魚の産出国を明記するなど工夫が必要。

展示がわかりづらい。必ずしも県の全ての魚類を展示する必要はなく、工夫をすると学習効果が上がるのではないか。

大きい外洋水族館がある中で、この施設でお金を取るのは難しい。

入ってみるとなかなか面白く、狭い空間に良く入れ込んだと思えるが、入口・外観・規模等を見るとアピールする要素に欠け、やや貧弱な印象を受ける。水産学習館が現状以上に認識・評価される期待は難しい。

河川・湖沼にすむ魚類を集めた意味のある学習施設である。河川も湖沼も森林・田畑と表裏一体の大切な環境であり、そこに住む生物こそ環境の状態を写す姿である。植生や川魚が健全であること、その状況を常に観察して、生活習慣を見直すことは、小中学生の時に学ぶべき大切な事柄。

年間経費もそう多額とは言えず、負担可能な範囲内であり、設備の充実はしばらく置くとして存続すべき施設。

児童・生徒・学生などを中心に、意外に多くの見学者の実績があり、本州の中央の海なし地域でユニークな存在と役割のあることを再認識した。方式はともかく存続させたい。

今後群馬県として内水面漁業の振興はしていかなければならないという面があるので、例えば水産試験場など他の所でしっかりと充実を図っていくべき。

【北毛青年の家・妙義少年自然の家・東毛少年自然の家】

交付税自体が減額される中で、運営はより厳しいものとなっていると思うが、必要性が高い施設。

自然に親しむということでは、この施設をなくすということは全く考えられない。

収支の状況を見ても節約するところはないような状況であるが、教育施設であるという、基のところを大事に考えてほしい。あまり赤字赤字というのはいかがか。

若いほど教育効果がある。小学校の時に、こういったところで色々な体験をすることはとても大事である。費用は削るべきではない。

施設自体、かなり古くなっているが、今後、3施設全部を引き続き運営していくのか。いくつか絞って良い施設にしていくという運営方法もあるのではないか。

企業の利用促進など、需要があるところにシフトしていくのは、施設の目的からして本来の姿ではない。そもそも教育施設である。利用者がだんだん減っていくのはある程度は防げず、空きを使ってもらうのはよいが、目的は、少年というよりもむしろ小中学生を対象とすることにあり、そのところはブレないようにしなければならない。利用者に合わせて、例えばお酒を飲めるように変えることで、本質をだんだん弱めてしまう。

本質がブレなければいいと思う。社員の研修で使うのも、ホテルよりもこういった簡素なところの方が身が締まる気がする。子どもの利用がない日に、企業が利用するということが前提の話である。

企業の利用を促進するためには、部屋の改装等も考えて行かなければいけない。また、その他の市の施設とのタイアップなどを含め、将来的な検討が必要。

前橋市、高崎市が中核市となり、合わせると県内の3分の1の児童・生徒数となる。両市が独自の施設だけ使うことになれば、その分利用者が大幅に減少するという心配がある。これに対応するため、施設を変えて、特に秋から冬は、社会人の研修中心で受け入れるような対応も考えていかなければならないと思う。今後ますます少子化も進むが、東毛については企業もたくさんある。

秋から4月までは企業等の受入が可能だが、20畳の部屋を17人が利用するというのは、高校生でも嫌がる。

子どものガールスカウトの関係で、この施設を年に最低1度は必ず使っているが、できれば大人と一緒に使わない方が良い。

建物自体が非常に古くなっている。本当に自然学習に建物が必要なのかという視点も必要だと考える。例えば尾瀬なら丸沼地区にいくらでも民間施設があり、自然の家とそんなに違いはない。その意味から、尾瀬学校と北毛青年の家を結びつける必要が本当にあるのか。

尾瀬学校との連携を民間施設でという話が出たが、県有施設は無料であることが大きい。施設を評価する仕組みについては、利用者である先生の意見をしっかり踏まえたものとするべき。そもそも県として子ども達に教育をしようとして作った施設であり、その辺に立ち返って考えるべき。

少年自然の家関係の3施設は、かなり老朽化している。家庭の中で自然体験できる機会がなかなかない。厳しい財政状況のもと、公共施設のあり方を検討している中で発言しにくいのが、可能であれば施設を新しくしてもらいたい。

例えば、脱衣所などは、職業訓練校などを活用して県産材を使って棚を作ってもらえば、費用が少なく済むのではないかな。

青年の家・少年自然体験の場所として、すごく重要であると思うので、改修や、NPOとの連携を進めてほしい。また、受け身ではなく「こういう企画をやりますので」ともっと群馬県らしさをアピールし、ソフト面を強化するとよいのではないかな。

こちらの施設を何度も利用しており、結論とすれば、個人的には施設を残してほしい。委員会の審議対象となったのは、経費の節減が必要ということなのだろうが、例えば人員について、ピークに合わせて配置せざるを得ないと思われるが、そういうところを削減する努力をしていただきたい。

使用料の減免措置は例外的な対応と思うが、ほとんどの利用者が減免で、80%を超えている。施設の性質上、当然、収支をプラスにしようということではないが、100円でも200円でも使用料を徴収した方がよいのではないかな。

時代背景も変わってきており、部屋の問題の解消や飲酒ができるようにすることで、利用率が上がるのではないかな。

学校の生徒数が減っているが、ボーイスカウトなど子どもの団体に積極的にPRするのが有効。

【生涯学習センター】

本センターは、まさに教育的な施設である。年々赤字が出ているとのことであるが、教育施設で赤字という表現は妥当ではない。教育を目的として投資をしているわけで、そういう見方がされれば、県立高校も赤字ということになってしまう。

本来、生涯教育は、草の根のものであり、市町村レベルで実施して然るべきだが、市町村で足りないものを県が実施するということで、県の役割もよく理解できる。そう考えると、県が実施する研修の内容をより高度化せざるを得ないわけで、そういう役割を県がどのように担っていくかということになる。

生涯教育に関して県民からどのような需要や要望があって、これらに将来的にどのよ

うに対応していくのか。

高齢化社会へと進む中で、このセンターが生涯学習へのヒントや活動の支援をする場であり続けるため、価値観が多様化しても生き甲斐を持って日々の生活が送れるような充実した全県民を対象としたプログラムを整え、市町村の同様な施設の強いリーダーであるべき。

本センターは、非常に立派な施設であり、個人的には教育的意義は大きいと思う。ただ、費用対効果がどれだけあるかということが課題。

これまでにいろいろな施設を視察したが、それぞれが一つの目的に沿った施設だった。これに対して、本センターは、幅広い県民を対象としており、多目的な施設となっているが、利用者が固定化するようなことはないか。

本センターには、指導主事や社会教育主事として学校の先生が8人いる。一般的に学校の先生は社会を知らないとか、人付き合いが下手とか言われるが、何年間か、こういった職場を経験し学校現場に戻ることは組織的には大切。戻られた方のお話を伺っても、非常に良い経験になったとの感想を持っていた。

利用数が多いのか少ないのかの判断は難しいが、少年科学館は内容的には素晴らしいと思う。これからも力を入れてもらいたい。

市町村と県との役割分担に関連して、地理的な面で前橋市内の利用者が多いのは分かるが、囲碁や将棋、スタジオなど、貸し館的な、公民館的な要素がある。教育委員会の教員が、こういった業務に関わる必要はないのではないか。教育的な業務は、教員がやらなくてはならないと思うが、貸館業務までやる必要はないのではないか。利用者の地理的な偏在もあり、貸館業務は、民間にやってもらった方が効率的で、人件費も安いのではないか。

生涯学習センターの目的の一つの「指導者養成」は弱くなったという話を聞いた。これは、貸館業務がメインになっているということかもしれない。

生涯学習センターについて、利用者の立場としてだが、月に2回ほど全県の集まりで利用している。他に利用できる施設が少ない。教育関係の利用者に特化していくという考えもあるのではないか。

生涯学習センターについて、財団に委託していたものを直営にしたということがなかなか理解できない。教育と貸館を有機的に展開するとの説明を受けたが、本当なのかなと思う。費用対効果の実現のためにも、利用のほとんどが前橋市民であり、市の施設ではだめなのかと素朴に思う。

理科離れが叫ばれている中で、少年科学館は興味を持てる施設であり、多くの子どもたちに見てもらいたい。

少年科学館やプラネタリウムなどは、ぐんま天文台や自然史博物館とも連携し、双方の利用者増につなげるべき。

(資料2)

公共施設一覧表

平成20年4月1日現在

| | 名 称 | 内 容 | 所 管 部 局 | | 備 考 |
|----|------------------------|------------|---------|-----------|-------|
| 1 | 群馬会館 | 公会堂 | 総務部 | 管財課 | 県直営 |
| 2 | 昭和庁舎 | 旧県庁本庁舎 | 総務部 | 管財課 | 県直営 |
| 3 | 旧知事公舎 | 旧知事公舎 | 総務部 | 管財課 | 県直営 |
| 4 | 群馬県女性会館 | 女性団体活動拠点 | 生活文化部 | 人権男女共同参画課 | 指定管理者 |
| 5 | 群馬県民会館 | 県民ホール | 生活文化部 | 文化振興課 | 指定管理者 |
| 6 | 群馬県立近代美術館 | 美術館 | 生活文化部 | 文化振興課 | 県直営 |
| 7 | 群馬県立歴史博物館 | 博物館 | 生活文化部 | 文化振興課 | 県直営 |
| 8 | 群馬県みかぼみらい館 | 文化ホール | 生活文化部 | 文化振興課 | 指定管理者 |
| 9 | 群馬県立土屋文明記念文学館 | 文学館 | 生活文化部 | 文化振興課 | 県直営 |
| 10 | 群馬県立自然史博物館 | 博物館 | 生活文化部 | 文化振興課 | 県直営 |
| 11 | 群馬県立自然史博物館附帯ホール | 文化ホール | 生活文化部 | 文化振興課 | 指定管理者 |
| 12 | 群馬県立館林美術館 | 美術館 | 生活文化部 | 文化振興課 | 県直営 |
| 13 | 群馬県社会福祉総合センター | 社会福祉総合拠点 | 健康福祉部 | 健康福祉課 | 指定管理者 |
| 14 | 群馬県立高齢者介護総合センター | 高齢者介護施設 | 健康福祉部 | 介護高齢課 | 県直営 |
| 15 | ぐんまこどもの国児童会館 | 大型児童館 | 健康福祉部 | 子育て支援課 | 指定管理者 |
| 16 | 群馬県精神障害者援護寮 | 社会復帰訓練施設 | 健康福祉部 | 障害政策課 | 県直営 |
| 17 | 群馬県立しろがね学園 | 知的障害児入所施設 | 健康福祉部 | 障害政策課 | 県直営 |
| 18 | 群馬県立点字図書館 | 点字図書館 | 健康福祉部 | 障害政策課 | 指定管理者 |
| 19 | 群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター | 障害者リハビリ施設 | 健康福祉部 | 障害政策課 | 指定管理者 |
| 20 | 群馬県立ふれあいスポーツプラザ | 障害者用スポーツ施設 | 健康福祉部 | 障害政策課 | 指定管理者 |
| 21 | 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ | 聴覚障害者自立等促進 | 健康福祉部 | 障害政策課 | 指定管理者 |
| 22 | 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール | 障害者用プール | 健康福祉部 | 障害政策課 | 指定管理者 |
| 23 | 榛名公園 | 都市公園 | 環境森林部 | 自然環境課 | 県直営 |
| 24 | 赤城公園 | 県有公園 | 環境森林部 | 自然環境課 | 県直営 |
| 25 | 妙義公園 | 都市公園 | 環境森林部 | 自然環境課 | 県直営 |
| 26 | つつじが岡公園（花山部分に限る） | 都市公園 | 環境森林部 | 自然環境課 | 指定管理者 |
| 27 | 群馬県クレ射撃場 | クレ射撃場 | 環境森林部 | 自然環境課 | 指定管理者 |
| 28 | 群馬県野鳥の森施設 | 森林公園 | 環境森林部 | 自然環境課 | 指定管理者 |
| 29 | 群馬県憩の森 | 森林学習センター | 環境森林部 | 緑化推進課 | 県直営 |
| 30 | 伊香保森林公園 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |
| 31 | 赤城森林公園 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |
| 32 | さくらの里 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |
| 33 | 赤城ふれあいの森 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |
| 34 | 桜山森林公園 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |
| 35 | みかぼ森林公園 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |
| 36 | おうら創造の森 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 県直営 |
| 37 | 21世紀の森 | 森林公園 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 指定管理者 |

| | | | | | |
|----|---------------------|------------|-------|---------|-------|
| 38 | 群馬県立日本絹の里 | 蚕糸絹業施設 | 農政部 | 蚕糸園芸課 | 指定管理者 |
| 39 | 群馬県水産学習館 | 水産学習館 | 農政部 | 蚕糸園芸課 | 指定管理者 |
| 40 | ぐんまフラワーパーク | フラワーパーク | 農政部 | 蚕糸園芸課 | 指定管理者 |
| 41 | 群馬県馬事公苑 | 馬事公苑 | 農政部 | 畜産課 | 指定管理者 |
| 42 | 宝台樹キャンプ場 | キャンプ場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 43 | 宝台樹スキー場 | スキー場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 44 | 武尊牧場スキー場 | スキー場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 45 | 川場キャンプ場 | キャンプ場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 46 | 利根川河川境運動場 | 河川敷運動場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 47 | 利根川河川尾島児童園地 | 河川敷園地 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 48 | 利根川河川尾島運動場 | 河川敷運動場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 49 | 烏川河川玉村運動場 | 河川敷運動場 | 産業経済部 | 観光物産課 | 指定管理者 |
| 50 | 群馬県勤労福祉センター | 勤労者福祉増進施設 | 産業経済部 | 労働政策課 | 指定管理者 |
| 51 | 群馬ヘリポート | ヘリポート | 県土整備部 | 交通政策課 | 指定管理者 |
| 52 | つつじが岡公園（花山部分を除く） | 都市公園 | 県土整備部 | 都市計画課 | 指定管理者 |
| 53 | 敷島公園 | 都市公園 | 県土整備部 | 都市計画課 | 指定管理者 |
| 54 | 群馬の森 | 都市公園 | 県土整備部 | 都市計画課 | 指定管理者 |
| 55 | 金山総合公園 | 都市公園 | 県土整備部 | 都市計画課 | 指定管理者 |
| 56 | 観音山ファミリーパーク | 都市公園 | 県土整備部 | 都市計画課 | 指定管理者 |
| 57 | 群馬県立文書館 | 県行政文書保管施設 | 教育委員会 | 総務課 | 県直営 |
| 58 | 群馬県立図書館 | 図書館 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 59 | 群馬県立北毛青年の家 | 青少年宿泊体験等施設 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 60 | 群馬県立妙義少年自然の家 | 青少年宿泊体験等施設 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 61 | 群馬県立東毛少年自然の家 | 青少年宿泊体験等施設 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 62 | 群馬県青少年会館 | 青少年育成施設 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 指定管理者 |
| 63 | 群馬県生涯学習センター | 生涯学習施設 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 64 | 群馬県立ぐんま天文台 | 天文台 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 65 | 群馬県立ぐんま昆虫の森 | 昆虫館 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 県直営 |
| 66 | 群馬県総合スポーツセンター | 総合スポーツセンター | 教育委員会 | スポーツ健康課 | 指定管理者 |
| 67 | 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク | スケートリンク | 教育委員会 | スポーツ健康課 | 指定管理者 |
| 68 | 群馬県ライフル射撃場 | ライフル射撃場 | 教育委員会 | スポーツ健康課 | 指定管理者 |

公共施設のあり方検討委員会 対象施設個表 (15施設)

< 最終報告書対象 8 施設 >

| | |
|----------------|----|
| 歴史博物館 | 14 |
| 土屋文明記念文学館 | 16 |
| 自然史博物館 | 18 |
| 精神障害者援護寮「はばたき」 | 20 |
| 水産学習館 | 22 |
| 北毛青年の家 | 24 |
| 妙義少年自然の家 | 27 |
| 東毛少年自然の家 | 30 |
| 生涯学習センター | 33 |

< 中間報告書対象 7 施設 >

| | |
|-------------|----|
| 旧知事公舎 | 36 |
| 近代美術館 | 38 |
| 館林美術館 | 40 |
| 高齢者介護総合センター | 42 |
| ぐんま天文台 | 44 |
| ぐんま昆虫の森 | 46 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.7

| | | | | |
|-------|-----------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県立歴史博物館 | | | |
| 所管課 | 文化振興課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会教育法、博物館法、群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

博物館法に基づき、群馬県の歴史の変遷と発展に関する資料を収集・保管・展示して、県民の利用に供し、老若男女の県民の教養を高め、かつ群馬県の歴史と文化を調査・研究・学習しようとしているあらゆる人のために資する様々な事業を行い、もって群馬県の教育、学術及び文化の大いなる発展に寄与することを目的としている。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 昭和54年10月21日 | 区分 | 金額 |
|---------------|---------------------------|---------|------------|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 延べ床面積 7,348.85㎡、地上3階・地下1階 | 大人 | 200(団体160) |
| 建設費(単位:千円) | 2,066,640千円 | 大学生・高校生 | 100(団体80) |
| 敷地面積(所有者) | 11,800㎡(群馬県) | 中学生以下 | 無料 |
| 備考(大規模改修等) | | 障害者・介護者 | 無料 |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(決算見込額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入() | 10,833 | 7,269 | 7,526 | 9,522 | 10,631 |
| 博物館観覧料 | 8,763 | 6,148 | 6,557 | 8,369 | 8,953 |
| 行政財産使用料 | 198 | 17 | 6 | 37 | 30 |
| 雑収入(図録販売収入他) | 1,872 | 1,104 | 963 | 1,116 | 1,648 |
| 支 出() | 273,502 | 258,184 | 254,540 | 254,419 | 276,152 |
| 人件費(常勤職員) | 169,724 | 152,909 | 150,244 | 147,886 | 164,821 |
| 人件費(非常勤職員) | 26,771 | 26,580 | 26,380 | 28,661 | 28,621 |
| 歴史博物館運営 | 49,243 | 52,235 | 49,284 | 49,740 | 52,086 |
| 博物展示 | 20,989 | 19,773 | 22,584 | 19,197 | 24,574 |
| 教育普及 | 2,442 | 2,376 | 2,094 | 2,625 | 2,748 |
| 調査研究 | 4,333 | 4,311 | 3,954 | 6,310 | 3,302 |
| 収 支(-) | -262,669 | -250,915 | -247,014 | -244,897 | -265,521 |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 19 | 20 | 19 | 19 | 21 |
| 非常勤職員 | 11 | 11 | 11 | 12 | 12 |
| 合計 | 30 | 31 | 30 | 31 | 33 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|--|---------|---------|---------|---------|
| 年間利用者総数(人) | 98,025 | 87,788 | 98,097 | 101,608 | 108,693 |
| 有料利用者数(人) | 24,503 | 19,889 | 21,524 | 25,092 | 28,049 |
| 無料利用者数(人) | 73,522 | 67,899 | 76,573 | 76,516 | 80,644 |
| 目標利用者数(人) ¹ | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | |
| 施設稼働率(%) ² | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 利用者の減少については、小・中学校等の生徒数の減少、隣接する近代美術館の工事による休館等様々な要因があるとみられる。 | | | | |

1 目標利用者数を設定していない場合は無記入

2 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 1 施設・設備の老朽化(屋根・壁等の雨漏り、虫の侵入、消火栓配管からの漏水、空調設備能力の低下等) 2 企画展示室・収蔵庫等の狭隘化、体験学習や民俗部門展示スペースの不足 3 設備上の隘路の発生(観覧者以外の利用者が自由に使えるトイレがない、天井パネルの耐震上の問題等) 4 常設展示の陳腐化(少しずつ資料の入れ替えや映像展示の取り入れなどを行っているが、常設展示は変わらないとのイメージが定着している。) |
| 運営面の課題 | 1 社会教育施設として、子どもたちの体験学習から大人たちの生涯学習に至るまでの県民の多様なニーズを支援する学習プログラムを用意し、また、小中高・特別支援学校等の学校教育との連携を強化した群馬の歴史と文化についての学習センターとして充実していくこと。 2 県民の世代交代と少子化という大きな趨勢のなかで、群馬県の歴史と文化財をしっかりと保全・保存していくための恒常的なセンターとしての役割を一層強めていくこと。 3 当館の所蔵する膨大な考古・歴史・民俗・美術の資料を整理・公開し、展示から資料閲覧に至るまでの多様な県民のニーズに応えられる、歴史資料公開センターとして成長していくこと。 |
| その他の課題 | 1 近代美術館や群馬の森と連携した事業の推進 2 調査研究事業の充実 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.1

| | | | | |
|-------|---------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県立土屋文明記念文学館 | | | |
| 所管課 | 文化振興課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会教育法、博物館法、群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

- 1 土屋文明の業績を記念し、文学に関する県民の理解を深め、もって教育、学術及び文化の発展に寄与する。
- 2 群馬県出身または群馬県ゆかりの文学者に関する文学資料を収集・保存、調査・研究し、その成果を開示・公表するとともに文学に関する教育・普及活動を行う。
- 3 文学に関する文化財を保護する。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 平成8年7月11日 | 区分 | 金額 |
|---------------|---------------------|----------|-----|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 鉄筋コンクリート2階建て 3,171㎡ | 常設展示(一般) | 200 |
| 建設費(単位:千円) | 2,731,292千円 | " (団体) | 160 |
| 敷地面積(所有者) | 2,465.61㎡(高崎市) | 企画展示(一般) | 400 |
| 備考(大規模改修等) | | " (団体) | 320 |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入() | 2,626 | 2,444 | 3,797 | 4,877 | 4,484 |
| 観覧料 | 1,800 | 1,299 | 1,775 | 1,668 | 1,421 |
| 施設使用料 | 264 | 397 | 715 | 1,185 | 1,321 |
| 施設使用光熱水費 | 126 | 115 | 306 | 573 | 565 |
| その他(書籍等販売) | 436 | 633 | 1,001 | 1,451 | 1,177 |
| 支 出() | 175,535 | 164,848 | 165,582 | 175,082 | 182,527 |
| 人件費(常勤職員) | 100,140 | 90,624 | 88,843 | 98,607 | 96,647 |
| 人件費(非常勤職員) | 16,668 | 16,443 | 16,402 | 15,639 | 16,431 |
| 管理・事業費 | 58,727 | 57,781 | 60,337 | 60,836 | 69,449 |
| 収 支(-) | -172,909 | -162,404 | -161,785 | -170,205 | -178,043 |
| 収支の主な増減理由 | [収入減の理由] ・館内レストランの撤退 ・図録等の販売単価の低価格・群馬文学全集の販売終了(完売) | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| 非常勤職員 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 合 計 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 21,098 | 18,666 | 23,979 | 30,921 | 30,746 |
| 有料利用者数(人) | 4,756 | 4,003 | 5,402 | 6,179 | 5,926 |
| | 無料利用者数(人) | 16,342 | 14,663 | 18,577 | 24,742 |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 開館して12年目を迎え常設展示の土屋文明に関する観覧者が一巡したこと、企画展示においては、著名な文学者の展示ができなくなり、展示規模も小さくなっていることが利用者減少の理由である。 | | | | |

1 見込数を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 施設面の課題 | <p>1 有史以来の「紙」文化の収集は時機を失すると消滅してしまう。また、県民から託された文学文化財の保存には適切な状態を持続する必要がある。文学館の展示や研究紀要を見て、県内外の研究者等から貴重な資料の寄贈が急増し、収蔵庫・書庫のスペース不足が深刻である。</p> <p>2 建物の外壁を中心に、風化や汚れが進んでいる。</p> <p>3 土屋文明を中心とした常設展示室が総合文学館としての現状と合っていない。</p> |
| 運営面の課題 | <p>1 本館は群馬ペンクラブをはじめとする県内の多くの文学関係者から「群馬県立近代文学館」建設の強い要望を受けて建設された群馬県の総合文学館であるが、土屋文明個人の記念館と誤解されることが多く、実態との乖離がある。</p> <p>2 著名な文学者はもちろん、無名な文学者であっても、収集・保存、調査・研究を継続的に実施し、県民にそれを提供していく公的文学館の使命を果たしていきたい。</p> <p>3 本館の文学研究のみならず、県内外の一般から専門家までの研究活動を支援するため、必要な資料の収集を今後も継続する必要がある。</p> <p>4 文学資料の有効活用のために、来館者以外へのサービスの拡大を行う必要がある。</p> |
| その他の課題 | <p>1 観覧や教育・普及活動のために来館する県民のための当館専用の駐車場がない。</p> <p>2 幼い子どもにも、文学の素晴らしさや楽しさを伝える必要がある。</p> |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.5

| | | | | |
|-------|------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県立自然史博物館 | | | |
| 所管課 | 文化振興課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会教育法、博物館法、群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

・自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し、もって教育、学術及び文化の発展に寄与する。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 平成8年4月1日 | 区分 | 金額 |
|---------------|--|---------|------------|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 延べ床面積12122.38㎡、地上2階一部3階 地下1階 | 一般 | 500(団体400) |
| 建設費(単位:千円) | 10,509,920(内展示工事費2,350,984) (かぶら文化ホールを含む) | 高・大学生 | 300(団体240) |
| 敷地面積(所有者) | 18,120.8㎡(富岡市) | 中学生以下 | 無料 |
| 備考(大規模改修等) | | 障害者・介護者 | 無料 |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入() | 41,645 | 38,412 | 40,063 | 46,278 | 49,125 |
| 博物館入館料 | 36,500 | 35,593 | 37,059 | 32,413 | 33,688 |
| 施設使用料 | 1,458 | 1,243 | 1,364 | 3,411 | 3,858 |
| ホール使用料 | | | | 8,921 | 10,443 |
| 図書販売等 | 3,687 | 1,576 | 1,640 | 1,533 | 1,136 |
| 支 出() | 474,104 | 463,024 | 454,527 | 504,612 | 503,480 |
| 人件費(常勤職員) | 172,006 | 155,875 | 169,452 | 158,183 | 143,385 |
| 人件費(非常勤職員) | 26,323 | 25,846 | 25,937 | 25,800 | 27,982 |
| 館運営(ホール含む) | 212,455 | 215,548 | 192,967 | 250,812 | 257,537 |
| 博物展示 | 45,856 | 48,329 | 51,788 | 53,812 | 55,663 |
| 教育普及活動 | 2,864 | 2,758 | 3,062 | 2,599 | 2,883 |
| 調査研究(含資料購入) | 14,600 | 14,668 | 11,321 | 13,406 | 16,030 |
| 収 支(-) | -432,459 | -424,612 | -414,464 | -458,334 | -454,355 |

収支の主な増減理由

・H17までは博物館と文化ホールは一体管理。
 ・H18からは、文化ホールのみ指定管理者制度(利用料金制)導入。ホール使用料収入は0円となった。施設の運営経費のうち、光熱水費や警備など区分不可能な経費は、すべて博物館が負担している。
 ・H19は、博物館情報システム(収蔵品管理・来館者情報提供等)の更新のため運営費が増加。

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 17 | 18 | 20 | 19 | 18 |
| 非常勤職員 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| 合計 | 27 | 28 | 30 | 30 | 29 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|--|---------|---------|---------|---------|
| 年間利用者総数(人) | 178,134 | 202,479 | 223,303 | 192,865 | 189,402 |
| 有料利用者数(人) | 53,236 | 60,907 | 62,612 | 56,936 | 57,588 |
| 無料利用者数(人) | 124,898 | 141,572 | 160,691 | 135,929 | 131,814 |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 18年度は、開館10周年記念企画展を開催したため入館者数が増加した。天候に左右されることも多い。 | | | | |

1 見込数を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 建物の経年劣化により、雨漏りが頻発して来館者の苦情がある。 かぶら文化ホールとの併設という構造上の問題もあり、博物館や文化ホールの入り口が分かりにくいという指摘を受けることがある。 常設展示の剥製標本が傷んでおり、展示品の質が低下している。 研究機関として、生物の生息環境の急激な変化の現状把握、調査、問題解決を研究し、その根拠となる資料を適切に保管して次世代に繋ぐことが博物館としての使命であるが、収蔵資料を保管するための温湿度管理及びそのスペースの確保が急務となっている。 |
| 運営面の課題 | 県民の皆さんに自然環境への関心を高め、環境保護への取り組みや関心を喚起してもらうことはもとより、国内外における群馬県の自然環境に関する研究を発表し、群馬県の自然環境等の重要性を理解してもらうため、今後ますます高度な研究を行う専門学芸員が求められている。 初めて来館する人には常設展が充実していることで一定の評価を得ている。リピーターを増やし、満足してもらうためには、常設展示の定期的な更新と、魅力ある企画展の実施が必要である。 |
| その他の課題 | 近隣の県民でも、博物館の存在を知らない人もいるので、継続的な広報とその方法を工夫していくことが必要である。 学校からは、「展示を見るだけでなく体験活動が行いたい」という声や、「屋内で昼食がとれる場所が欲しい」との意見がたくさん寄せられる。こうしたニーズに対応して、多くの子どもたちが充実した体験ができるようにすることが必要である。 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.1

| | | | | |
|-------|-------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県精神障害者援護寮 | | | |
| 所管課 | 障害政策課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|--|
| 障害者自立支援法附則第48条 群馬県精神障害者援護寮の設置及び管理に関する条例 |
|--|

2 施設の設置目的

| |
|---|
| 回復途上にある精神障害者に一定期間居室その他の施設を提供し、入所による生活訓練を通して、日常生活の障害の軽減、自主的な生活を維持する能力の増進を図り、精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする。 |
|---|

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|-------------------|---------|-----|
| 設置年月日 | 平成7年3月1日 | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 613.98㎡ 2階建て | 使用料(1日) | 200 |
| 建設費(単位:千円) | 262,454千円 | | |
| 敷地面積(所有者) | 1,849.72㎡(群馬県病院局) | | |
| 備考(大規模改修等) | | | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入() | 18,851 | 18,829 | 18,647 | 17,371 | 17,288 |
| 国庫補助金 | 17,537 | 17,537 | 17,537 | 16,405 | 16,395 |
| 利用者負担金(光熱水費) | 1,314 | 1,130 | 957 | 814 | 755 |
| 雑入(公衆電話利用料) | 0 | 162 | 153 | 152 | 138 |
| 支出() | 81,805 | 83,520 | 82,685 | 83,345 | 84,198 |
| 人件費(常勤職員) | 54,565 | 54,487 | 53,826 | 53,252 | 52,875 |
| 人件費(非常勤職員) | 19,566 | 19,616 | 20,283 | 21,498 | 21,257 |
| 事業費 | 7,674 | 9,417 | 8,576 | 8,595 | 10,066 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収支(-) | -62,954 | -64,691 | -64,038 | -65,974 | -66,910 |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載
 雑入(公衆電話利用料)は、例年当初予算には未計上

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 非常勤職員 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 合計 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------------------------|-------------------|------|------|------|------|
| 年間利用者総数(人) ⁴ | 13 | 18 | 17 | 15 | 14 |
| 有料利用者数(人) ⁴ | 13 | 18 | 17 | 15 | 14 |
| 無料利用者数(人) | | | | | |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | | | | | |

1 見込数を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

4 利用者数は、年間入所者の平均数値を使用

7 管理運営上の所管課としての課題
課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | |
| 運営面の課題 | 障害者自立支援法の施行により、新体系事業への移行が必要となっている。 県立精神医療センターに隣接する施設として、同センターと連携し重症・処遇困難例の積極的な受け入れと心神喪失者等医療観察法対象患者の社会復帰に向けた受け入れが求められている。 |
| その他の課題 | |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.4

| | | | | |
|-------|----------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県水産学習館 | | | |
| 所管課 | 蚕糸園芸課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|-----------------------|
| 群馬県水産学習館の設置及び管理に関する条例 |
|-----------------------|

2 施設の設置目的

| |
|---|
| 水産学習館は、河川等の内水面における水産動植物の繁殖保護、利用等に関する県民の理解を深め、もって内水面漁業の振興に寄与するため設置された。 |
|---|

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 昭和62年4月15日 | 区分 | 金額 |
|---------------|--------------------------------------|----------|-----|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 鉄骨造平屋建、延べ床面積 381.5m ² 、1階 | 一般 | 200 |
| 建設費(単位:千円) | 194,702 (千円) | 大学生・高校生 | 100 |
| 敷地面積(所有者) | 591m ² (群馬県) | 中学生以下は無料 | |
| 備考(大規模改修等) | H20屋上防水及び空調施設改修 8,663(千円) | 団体割引あり | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入 () | 3,900 | 3,236 | 3,058 | 3,192 | 3,444 |
| 使用料収入 | 3,900 | 3,236 | 3,058 | 3,192 | 3,444 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 支 出 () | 18,480 | 19,767 | 19,845 | 19,569 | 18,159 |
| 人件費(報酬、共済、賃金、報償等) | | | | 9,628 | 9,700 |
| 委託料 | 18,480 | 18,480 | 18,536 | 2,236 | 2,237 |
| 需用費 | | 1,271 | 994 | 7,564 | 6,100 |
| その他(役務、備品、公課等) | | 16 | 315 | 141 | 122 |
| | | | | | |
| 収 支 (-) | -14,580 | -16,531 | -16,787 | -16,377 | -14,715 |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 1 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| 非常勤職員 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 |
| 合 計 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 27,124 | 32,568 | 31,456 | 33,575 | 36,360 |
| 有料利用者数(人) | 14,500 | 19,484 | 18,493 | 19,317 | 21,113 |
| 無料利用者数(人) | 12,624 | 13,084 | 12,963 | 14,258 | 15,247 |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 平成20年度は、都市緑化フェアの影響及びツツジの開花期間が短かったため花山時期の公園全体の入園者減したことにより、入館者が減少した。 | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 施設面の課題 | 建物本体に係る大規模な修繕は、平成20年度に実施済みのため、今後10～15年程度は継続して施設を使用できるが、展示施設や機械設備は順次更新が必要であり、小・中規模の修繕は継続して行わなければならない。 |
| 運営面の課題 | 入館者数に季節によってのバラツキがある。 |
| その他の課題 | |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.1

| | | | | |
|-------|-------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県立北毛青年の家 | | | |
| 所管課 | 教育委員会 生涯学習課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|---|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条 群馬県立北毛青年の家の設置及び管理に関する条例 |
|---|

2 施設の設置目的

| |
|---------------------|
| 青年の心身ともに健全な育成に資するため |
|---------------------|

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|---|-----|------|
| 設置年月日 | 昭和43年4月1日 | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 1,883㎡ 2階 | 使用料 | (別紙) |
| 建設費(単位:千円) | 41,254 | | |
| 敷地面積(所有者) | 149,803㎡(高山村から無償借受) | | |
| 備考(大規模改修等) | 平成18年度A棟内装改修工事(34,871千円)、 平成19～20年度体育館解体・新築工事(170,713千円) | | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入() | 1,360 | 1,671 | 1,360 | 2,029 | 2,141 |
| 施設使用料収入 | 817 | 1,135 | 817 | 1,442 | 1,538 |
| 行政財産使用に伴う光熱水費収入 | 522 | 515 | 514 | 587 | 603 |
| 雑入(嘱託雇用保険料本人負担分) | 21 | 21 | 29 | 0 | 0 |
| 支 出() | 75,466 | 72,595 | 69,427 | 60,591 | 61,166 |
| 人件費(常勤職員) | 57,558 | 56,162 | 51,490 | 44,075 | 43,140 |
| 人件費(非常勤職員) | 5,024 | 5,029 | 5,074 | 5,713 | 5,663 |
| 管理・事業費 | 12,884 | 11,404 | 12,863 | 10,803 | 12,363 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収 支(-) | -74,106 | -70,924 | -68,067 | -58,562 | -59,025 |
| 収支の主な増減理由 | ・平成18年度職員1名増。 ・平成18年度の施設使用料収入の減額は、下期にA棟の内装改修工事を実施し入所制限を行ったため。 ・平成20年度の管理・事業費の増額は、平成19年度まで生涯学習課予算としていた修繕費等を、各施設の予算としたため。 | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 非常勤職員 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 合計 | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 21,300 | 24,050 | 20,231 | 24,718 | 28,529 |
| 有料利用者数(人) | 2,300 | 4,189 | 2,871 | 5,004 | 5,254 |
| 無料利用者数(人) | 19,000 | 19,861 | 17,360 | 19,714 | 23,275 |
| 目標利用者数(人) ² | 22,000 | 21,000 | 25,000 | 29,000 | 28,000 |
| 施設稼働率(%) ³ | 32 | 35 | 31 | 37 | 43 |
| 稼働率対象施設(設備) | 研修室、和室、体育館 | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | ・平成18年度は下期にA棟の内部改修工事を実施したため、入所制限を行った。 ・平成19年度下期から体育館解体・新築工事中(平成21年6月末完成予定) ・県外者や企業研修等の増減。 | | | | |

1 見込数を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 宿泊棟についての数値を記入。年間利用者総数 / (宿泊定員 × 開所日数) で算出

7 管理運営上の所管課としての課題
課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 宿泊施設等は昭和43年の設置以来、築40年が経過し、各所に老朽化が見受けられる。施設の安全保持と、幅広い利用を図るため、改修・修繕等を必要としている。 |
| 運営面の課題 | 少子化の影響により、関係団体(学校等)の団体数や構成員数は年々減少傾向にある。しかしながら、学習指導要領の改正により、児童・生徒の体験活動は今後さらに重要視されるところである。また、利用の減少する冬期において、利用促進を図ることが課題である。 |
| その他の課題 | 児童期における自然体験等は人の心の形成に大きく影響するといわれているが、効率性や経済性が優先する中で、青少年の自然体験への認識が薄らいでいる。 |

(別紙)

使用料一覧(円)

| 区分 | 甲類 | | | 乙類 | | |
|-------|---------|-----|-----|---------|-------|-----|
| | 昼間 | 夜間 | 宿泊料 | 昼間 | 夜間 | 宿泊料 |
| 研修室 | 310 | 420 | | 630 | 800 | |
| 和室 | 200 | 260 | 410 | 310 | 420 | 620 |
| 体育館 | 480 | 630 | | 960 | 1,230 | |
| キャンプ場 | 1人1回につき | | 50 | 1人1回につき | | 200 |
| テント | 1張りにつき | | 310 | | | |

1 甲類は次のいずれかに該当するもの。乙はそれ以外のもの。

イ 青年(満16歳以上25歳未満のもの)の団体

ロ 使用の目的が青年教育の指導者養成等に関するものでイに掲げるもの以外

2 昼間(9時～17時)、夜間(17時30分～22時)

3 県外者の宿泊料は830円

使用料の減免制度もあります。

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.1

| | | | | |
|-------|--------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県立妙義少年自然の家 | | | |
| 所管課 | 教育委員会 生涯学習課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条
群馬県立少年自然の家の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

少年の心身ともに健全な育成に資するため

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|--|-----|------|
| 設置年月日 | 昭和46年8月1日 | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 2,231㎡ 2階 | 使用料 | (別紙) |
| 建設費(単位:千円) | 104,189 | | |
| 敷地面積(所有者) | 16,807㎡(富岡市から無償借受) | | |
| 備考(大規模改修等) | S54: 北増築、H3: 厨房下屋増築、H18: 屋外トイレ新築 (16,580千円) | | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入 () | 1,403 | 2,297 | 1,403 | 1,551 | 1,465 |
| 施設使用料収入 | 460 | 1,278 | 460 | 579 | 494 |
| 行政財産使用に伴う光熱水費収入 | 943 | 1,019 | 943 | 972 | 971 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 支 出 () | 73,779 | 67,215 | 63,196 | 66,049 | 76,191 |
| 人件費(常勤職員) | 61,898 | 55,605 | 50,813 | 55,493 | 59,930 |
| 人件費(非常勤職員) | 1,347 | 1,346 | 1,346 | 1,351 | 1,414 |
| 管理・事業費 | 10,534 | 10,264 | 11,037 | 9,205 | 14,847 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収 支 (-) | -72,376 | -64,918 | -61,793 | -64,498 | -74,726 |
| 収支の主な増減理由 | ・平成17年度職員1名減。 ・平成18年度病休職員分の給与が減額。 ・平成20年度の管理・事業費の増額は、平成19年度まで生涯学習課予算としていた修繕費等を各施設の予算としたため。 | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 |
| 非常勤職員 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 19,000 | 19,924 | 18,209 | 17,344 | 18,794 |
| 有料利用者数(人) | 2,400 | 2,517 | 973 | 1,270 | 664 |
| 無料利用者数(人) | 16,600 | 17,407 | 17,236 | 16,074 | 18,130 |
| 目標利用者数(人) ² | 19,000 | 19,000 | 18,000 | 19,000 | 18,000 |
| 施設稼働率(%) ³ | 37 | 39 | 36 | 34 | 37 |
| 稼働率対象施設(設備) | 研修室、体育館、宿泊室、炊飯場等 | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 県外者及び企業研修等の増減による。 | | | | |

1 見込数を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 年間利用者総数 / (宿泊定員 × 開所日数) で算出

7 管理運営上の所管課としての課題
課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 宿泊施設等は昭和46年の設置以来、築37年が経過し、各所に老朽化が見受けられる。施設の安全保持と、幅広い利用を図るため、施設の耐震性の改善を早急に図る必要がある。 |
| 運営面の課題 | 少子化の影響により、関係団体(学校等)の団体数や構成員数は年々減少傾向にある。しかしながら、学習指導要領の改正により、児童・生徒の体験活動は今後さらに重要視されるところである。また、利用の減少する冬期において、利用促進を図ることが課題である。 |
| その他の課題 | 児童期における自然体験等は人の心の形成に大きく影響するといわれているが、効率性や経済性が優先する中で、青少年の自然体験への認識が薄らいでいる。 |

(別紙)

使用料一覧(円)

| 区分 | 甲類 | | | 乙類 | | |
|---------|---------|-----|-----|---------|-------|-----|
| | 昼間 | 夜間 | | 昼間 | 夜間 | |
| 研修室 | 480 | 630 | | 800 | 960 | |
| 体育館 | 480 | 630 | | 960 | 1,230 | |
| 和室(宿泊料) | 1人1泊につき | | 410 | 1人1泊につき | | 620 |

- 1 甲類は次のいずれかに該当するもの。乙はそれ以外のもの。
 - イ 少年(小学校・中学校・高等学校並びにこれらに類する学校、その他の施設の児童及び生徒)の団
 - ロ 少年の団体の指導者及びその団体
 - ハ 使用の目的が少年の教育又は健全育成に関するものでイ及びロに掲げるもの以外
- 2 昼間(9時～17時)、夜間(17時30分～22時)
- 3 県外者の宿泊料は830円
使用料の減免制度もあります。

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.1

| | | | | |
|-------|--------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 群馬県立東毛少年自然の家 | | | |
| 所管課 | 教育委員会 生涯学習課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|---|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条 群馬県立少年自然の家の設置及び管理に関する条例 |
|---|

2 施設の設置目的

| |
|---------------------|
| 少年の心身ともに健全な育成に資するため |
|---------------------|

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|--------------------|-----|------|
| 設置年月日 | 昭和54年11月1日 | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 2,885㎡ 2階 | 使用料 | (別紙) |
| 建設費(単位:千円) | 202,576 | | |
| 敷地面積(所有者) | 68,358㎡(太田市から無償借受) | | |
| 備考(大規模改修等) | | | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入 () | 4,183 | 3,696 | 4,183 | 3,880 | 3,164 |
| 施設使用料収入 | 2,415 | 1,901 | 2,415 | 2,596 | 1,844 |
| 行政財産使用に伴う光熱水費収入 | 1,768 | 1,795 | 1,768 | 1,284 | 1,320 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 支 出 () | 92,893 | 81,388 | 85,467 | 84,746 | 87,593 |
| 人件費(常勤職員) | 76,750 | 66,631 | 70,567 | 68,684 | 69,298 |
| 人件費(非常勤職員) | 1,511 | 1,510 | 1,510 | 1,825 | 1,907 |
| 管理・事業費 | 14,632 | 13,247 | 13,390 | 14,237 | 16,388 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収 支 (-) | -88,710 | -77,692 | -81,284 | -80,866 | -84,429 |
| 収支の主な増減理由 | ・平成20年度の管理・事業費の増額は、平成19年度まで生涯学習課予算としていた修繕費等を各施設の予算としたため。 | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 非常勤職員 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区 分 | 20年度 ¹ | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 28,804 | 30,725 | 27,542 | 30,335 | 28,829 |
| 有料利用者数(人) | 4,116 | 4,200 | 5,535 | 5,224 | 4,141 |
| 無料利用者数(人) | 24,688 | 26,525 | 22,007 | 25,111 | 24,688 |
| 目標利用者数(人) ² | 28,000 | 28,000 | 31,000 | 29,000 | 27,000 |
| 施設稼働率(%) ³ | 44 | 46 | 41 | 46 | 43 |
| 稼働率対象施設(設備) | 研修室、体育館、プレイホール | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 県外者及び企業研修等の増減。 | | | | |

1 見込数を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 年間利用者総数 / (宿泊定員 × 開所日数) で算出

7 管理運営上の所管課としての課題
課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 施設面の課題 | 施設の老朽化に対応する補修等を必要とする。 |
| 運営面の課題 | 少子化の影響により、関係団体(学校等)の団体数や構成員数は年々減少傾向にある。しかしながら、学習指導要領の改正により、児童・生徒の体験活動は今後さらに重要視されるところである。今後、より一層の利用促進を図ることが課題である。 |
| その他の課題 | 児童期における自然体験等は人の心の形成に大きく影響するといわれているが、効率性や経済性が優先する中で、青少年の自然体験への認識が薄らいでいる。 |

(別紙)

使用料一覧(円)

| 区分 | 甲類 | | | 乙類 | | |
|---------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 昼間 | 夜間 | | 昼間 | 夜間 | |
| 大研修室 | 310 | 420 | | 630 | 800 | |
| 中研修室 | 260 | 310 | | 480 | 630 | |
| 小研修室 | 200 | 260 | | 310 | 420 | |
| プレイホール | 300 | 400 | | 600 | 780 | |
| 和室(宿泊料) | 1人1泊につき | | 410 | 1人1泊につき | | 620 |

- 1 甲類は次のいずれかに該当するもの。乙はそれ以外のもの。
 - イ 少年(小学校・中学校・高等学校並びにこれらに類する学校、その他の施設の児童及び生徒)の団
 - ロ 少年の団体の指導者及びその団体
 - ハ 使用の目的が少年の教育又は健全育成に関するものでイ及びロに掲げるもの以外
- 2 昼間(9時～17時)、夜間(17時30分～22時)
- 3 県外者の宿泊料は830円
使用料の減免制度もあります。

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H21.1

| | | | |
|-------|-------------|---------|----------|
| 施設の名称 | 群馬県生涯学習センター | | |
| 所管課 | 教育委員会 生涯学習課 | 現在の運営方法 | 直営 指定管理者 |

平成14～17年度は、(財)群馬県教育文化事業団に管理委託をしており、県組織ではなかった。平成18年度から直営とした。

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

県民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって県民文化の創造及び振興に寄与すること。(条例第2条)
県の生涯学習推進の中核センターとして、広域的な学習情報提供(まなびねっとぐんま・ぐんま県民カレッジ)、指導者養成、先導的な学習プログラムの開発、実施等市町村に対する指導的な役割を担う。少年科学館、プラネタリウム、おもしろ科学教室等による少年科学教育の推進。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 昭和62年10月28日 | 区分 | 金額 |
|---------------|--|------|--------|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 10,231.1㎡(体育館含む)、本館4階建て | 使用料等 | 別紙のとおり |
| 建設費(単位:千円) | 2,583,296千円 | | |
| 敷地面積(所有者) | 26,582.44㎡(県) | | |
| 備考(大規模改修等) | 平成10～12年度 外壁補修工事(53,387千円) 平成18～19年度 内壁光の道壁面補修工事(8,589千円) | | |

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区分 | 20年度(当初予算額) | 19年度(決算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入() | 18,222 | 17,994 | 18,118 | 17,689 | 17,281 |
| 施設使用料 | 15,625 | 15,332 | 15,354 | 15,619 | 15,093 |
| 行政財産使用料 | 1,175 | 1,175 | 1,321 | 2,019 | 2,124 |
| 雑入(県民カレッジ受講手帳・講座一覧売上) | 44 | 28 | 45 | 51 | 64 |
| 雑入(行政財産使用光熱水費) | 1,207 | 1,231 | 1,222 | △ | △ |
| 雑入(臨時・嘱託雇用保険本人負担) | 171 | 171 | 176 | △ | △ |
| 雑入(その他) | △ | 57 | 0 | △ | △ |
| 支出() | 278,763 | 258,352 | 264,882 | △ | △ |
| 人件費(常勤職員) | 145,321 | 128,850 | 132,187 | △ | △ |
| 人件費(非常勤職員) | 34,507 | 34,303 | 31,278 | △ | △ |
| 管理運営費 | 57,824 | 56,030 | 57,931 | △ | △ |
| 事業費 | 41,111 | 39,169 | 43,486 | △ | △ |
| 収支(-) | -260,541 | -240,358 | -246,764 | △ | △ |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員(館長)の人件費を区分した。

平成14～17年度は、(財)群馬県教育文化事業団に管理委託をしており、事業団組織内の役員、事務局、生涯学習センター、県民会館の各部分には明確に分けられない。

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 16 | 16 | 16 | | |
| 非常勤職員 | 22 | 22 | 20 | | |
| 合 計 | 38 | 38 | 36 | | |

平成14～17年度は、(財)群馬県教育文化事業団に管理委託をしており、事業団組織内の役員、事務局、生涯学習センター、県民会館の各部分には明確に分けられない。

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 |
|------------------------|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 年間利用者総数(人) | 240,000 | 238,046 | 234,619 | 241,673 | 204,613 |
| 有料利用者数(人) | 110,000 | 102,024 | 123,887 | 130,851 | 127,914 |
| 無料利用者数(人) | 130,000 | 136,022 | 110,732 | 110,822 | 76,699 |
| 目標利用者数(人) ¹ | | | | | |
| 施設稼働率(%) | 60% | 60% | 59% | 62% | 58% |
| 稼働率対象施設(設備) | 第1～第4研修室、第1～第2趣味教養室、多目的ホール、体育館等全23施設 | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | | | | | |

¹ 目標利用者数は設定していない。

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 開館以来20年が経過し、施設、設備の老朽化が目立つようになってきた。予算の制約があるため、修繕必要箇所のうちの一部を修繕するにとどまる状況が続いている。 老朽化の対応や時代にあった設備への更新(視聴覚機材、科学館展示物) |
| 運営面の課題 | 急速な情報化や高度な科学技術の進展といった知識基盤社会に対応するため、生涯学習を行うことで各個人が自立的に生活できるよう、また社会に生涯学習の成果を還元できるよう県民の生涯学習活動を支援・充実していく必要がある。さらに県として広域的な視点から、生涯学習推進者の研修等、指導的役割を果たしていく必要がある。 学習機会の相互提供、各種情報の交換、関連事業の連絡調整、人材の相互活用等市町村や大学等と連携を深める必要がある。 県民の自主的な学習活動を推進するため、より一層の県民の利用促進を図り、サービス向上に努める必要がある。 |
| その他の課題 | 施設使用料が二区分あるが、その適用が利用者に分かりづらい。 収入向上のため、施設の使用承認の範囲を弾力化したい。 |

1. 施設使用料

| 階 | 室名 | 定員等 | 午前 | | 午後 | | 夜間 | | 一日 | | |
|---------|---------------|------|------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|------------|--------|---------|
| | | | 9:00～12:30 | | 13:00～17:00 | | 17:30～22:00 | | 9:00～22:00 | | |
| | | | 甲類 | 乙類 | 甲類 | 乙類 | 甲類 | 乙類 | 甲類 | 乙類 | |
| 4 | 第1研修室 | A | 72人 | 2,050円 | 4,100円 | 2,730円 | 5,460円 | 3,030円 | 6,060円 | 7,810円 | 15,620円 |
| | | B | 63人 | 2,050 | 4,100 | 2,730 | 5,460 | 3,030 | 6,060 | 7,810 | 15,620 |
| | 第2研修室 | | 48人 | 1,480 | 2,960 | 1,980 | 3,960 | 2,220 | 4,440 | 5,680 | 11,360 |
| | 第3研修室 | | 42人 | 1,300 | 2,600 | 1,790 | 3,580 | 1,980 | 3,960 | 5,070 | 10,140 |
| | 第4研修室 | | 30人 | 980 | 1,960 | 1,300 | 2,600 | 1,420 | 2,840 | 3,700 | 7,400 |
| | 音楽スタジオ | | 60人 | 2,790 | 5,580 | 3,720 | 7,440 | 4,150 | 8,300 | 10,660 | 21,320 |
| | 音楽練習室 | | 20人 | 920 | 1,840 | 1,230 | 2,460 | 1,360 | 2,720 | 3,510 | 7,020 |
| | 音楽調整室 | | | 870 | 1,740 | 1,150 | 2,300 | 1,280 | 2,560 | 3,300 | 6,600 |
| 視聴覚スタジオ | | | 1,860 | 3,720 | 2,470 | 4,940 | 2,790 | 5,580 | 7,120 | 14,240 | |
| 3 | 第1趣味教養室 | A | 15畳 | 870 | 1,740 | 1,110 | 2,220 | 1,230 | 2,460 | 3,210 | 6,420 |
| | | B | 15畳 | 870 | 1,740 | 1,110 | 2,220 | 1,230 | 2,460 | 3,210 | 6,420 |
| | 第2趣味教養室 | A | 24脚 | 1,610 | 3,220 | 2,160 | 4,320 | 2,410 | 4,820 | 6,180 | 12,360 |
| | | B | 18脚 | 1,230 | 2,460 | 1,610 | 3,220 | 1,790 | 3,580 | 4,630 | 9,260 |
| | 視聴覚室 | | 88人 | 2,790 | 5,580 | 3,720 | 7,440 | 4,150 | 8,300 | 10,660 | 21,320 |
| | 教育工学室 | | 30人 | 920 | 1,840 | 1,230 | 2,460 | 1,360 | 2,720 | 3,510 | 7,020 |
| | 創作実習室 | A | 37人 | 1,610 | 3,220 | 2,100 | 4,200 | 2,410 | 4,820 | 6,120 | 12,240 |
| | | B | 37人 | 1,610 | 3,220 | 2,100 | 4,200 | 2,410 | 4,820 | 6,120 | 12,240 |
| 会議室 | | 30人 | 3,400 | 6,800 | 4,520 | 9,040 | 5,080 | 10,160 | 13,000 | 26,000 | |
| 多目的ホール | | 320席 | 5,640 | 11,280 | 7,510 | 15,020 | 8,440 | 16,880 | 21,590 | 43,180 | |
| 1 | 控室 | | | 1,040 | 2,080 | 1,420 | 2,840 | 1,610 | 3,220 | 4,070 | 8,140 |
| | 創作活動作品展示ギャラリー | | | 1,480 | 2,960 | 1,980 | 3,960 | 2,220 | 4,440 | 5,680 | 11,360 |
| | ギャラリー | | | 290 | 580 | 400 | 800 | 440 | 880 | 1,130 | 2,260 |
| 体育館 | 占有使用量 | A | | 1,200 | 2,400 | 1,390 | 2,780 | 1,550 | 3,100 | 4,140 | 8,280 |
| | | B | | 1,200 | 2,400 | 1,390 | 2,780 | 1,550 | 3,100 | 4,140 | 8,280 |

甲類とは、生涯学習又は、生涯学習に関する普及・啓発及び指導者養成等を行う団体が生涯学習の活動に使用する場合をいい、乙類とは甲類以外の場合をいいます。

2. 観覧料等

| プラネタリウム観覧料 (1人につき) | 区分 | 個人 | 団体 | 備考 |
|-----------------------|-------|------|------|------------------|
| | 一般 | 300円 | 240円 | 団体とは、20人以上の場合です。 |
| | 小・中学生 | | 無料 | |

| 体育館 個人使用料 | 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 一日 |
|--------------|-------|------|------|------|--------|
| | 一般 | 340円 | 340円 | 340円 | 1,020円 |
| | 小・中学生 | 170 | 170 | 170 | 510 |

:注 小学生使用の場合は、保護者同伴でご利用ください。

3. 付属設備使用料

| 付属設備 | 使用料 | | 備考 | | |
|----------|---------|--------------|--------|-------|-------|
| | 甲類 | 乙類 | | | |
| ピアノ | 多目的ホール | 2,360円 | 4,720円 | 一台につき | |
| | 音楽スタジオ | 1,610 | 3,220 | | |
| | 音楽練習室 | 520 | 1,040 | | |
| 電子オルガン | | 810 | 1,620 | 一台につき | |
| 音響・視聴覚設備 | 第1研修室 | 550 | 1,100 | 一式につき | |
| | 視聴覚スタジオ | 1,320 | 2,640 | | |
| | 視聴覚室 | 680 | 1,360 | | |
| | 工学室 | L・L | 1,030 | | 2,060 |
| | | パーソナルコンピューター | 1,260 | | 2,520 |
| | 多目的ホール | 1,090 | 2,180 | | |
| 多目的ホール | 1,090 | 2,180 | | | |
| 展示パネル | | 30 | 60 | 一枚につき | |
| 展示ケース | | 60 | 120 | 一基につき | |
| 陶芸窯 | A | 350 | 700 | 一窯につき | |
| | B | 200 | 400 | | |

上の使用料の額は、午前、午後又は夜間それぞれ一回の使用につき納付する額です。

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H20.4

| | | | | |
|-------|-------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 旧知事公舎 | | | |
| 所管課 | 管財課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|--|
| |
|--|

2 施設の設置目的

| |
|------------------------------------|
| 危機管理等の目的から、県庁近くに知事が入居できるよう設置されている。 |
|------------------------------------|

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 昭和21年国から無償譲受け | 区分 | 金額 |
|---------------|-------------------------|--------|----|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 397.16㎡、平屋 | (観覧料等) | |
| 建設費(単位:千円) | 不明 | | |
| 敷地面積(所有者) | 2,920.01㎡ | | |
| 備考(大規模改修等) | 平成8年増築(68.76㎡、29,746千円) | | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 19年度(当初予算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) | 15年度(決算額) |
|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入() | 200 | 200 | 201 | 202 | 202 |
| 負担金(光熱水費) | 156 | 156 | 156 | 156 | 156 |
| 負担金(電話代) | 44 | 44 | 45 | 46 | 46 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 支 出() | 6,666 | 6,312 | 6,193 | 5,981 | 5,890 |
| 人件費(常勤職員) | - | - | - | - | - |
| 人件費(非常勤職員) | - | - | - | - | - |
| 光熱水費 | 1,500 | 1,168 | 1,276 | 1,347 | 1,282 |
| 電話代 | 500 | 478 | 313 | 282 | 301 |
| 警備 | 2,143 | 2,143 | 1,954 | 1,702 | 1,625 |
| 庭園保守等 | 2,523 | 2,523 | 2,650 | 2,650 | 2,682 |
| 収 支(-) | -6,466 | -6,112 | -5,992 | -5,779 | -5,688 |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非常勤職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 19年度 ¹ | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------------------------|-------------------|------|------|------|------|
| 年間利用者総数(人) | | | | | |
| 有料利用者数(人) | | | | | |
| 無料利用者数(人) | | | | | |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 老朽化が激しく、耐震調査において「倒壊する可能性が高い」と判定されている。このため、「公共施設」としてそのまま利用できない。使用建材も特に意匠的価値は見られず、改修するとしても新築に比肩する経費が必要。 |
| 運営面の課題 | 放火やホームレスの定着等防犯上の懸念がある。 |
| その他の課題 | |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H20.4

| | | | |
|-------|-------|---------|----------|
| 施設の名称 | 近代美術館 | | |
| 所管課 | 文化振興課 | 現在の運営方法 | 直営 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会教育法、博物館法、群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

・美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、もって県民文化の振興に寄与する。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 昭和49年7月1日 | 区分 | 金額 |
|---------------|---|---------|------------|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 延べ床面積12,530.94㎡、地上2階建て(一部3階建て) | 大人 | 300(団体240) |
| 建設費(単位:千円) | 4,132,379千円 | 大学生・高校生 | 150(団体120) |
| 敷地面積(所有者) | 9,347,56㎡(群馬県) | 中学生以下 | 無料 |
| 備考(大規模改修等) | H9現代美術棟を増築(223,307万円)、H18～19アスベスト除去・耐震補強・空調設備一部更新等の改修(123,651万円)工事を実施 | 障害者・介護者 | 無料 |

企画展は大人1000円の範囲内で別に設定

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 19年度(当初予算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) | 15年度(決算額) |
|------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入() | 607 | 2,596 | 9,217 | 20,762 | 17,481 |
| 観覧料 | 507 | 944 | 5,626 | 15,782 | 13,492 |
| 行政財産使用料収入 | | 257 | 2,392 | 2,936 | 2,977 |
| 雑入 | 100 | 1,395 | 1,199 | 2,044 | 1,012 |
| 支出() | 234,581 | 206,648 | 326,496 | 294,380 | 331,668 |
| 人件費(常勤職員) | 132,045 | 118,588 | 123,435 | 120,729 | 130,549 |
| 人件費(非常勤職員) | 19,500 | 17,940 | 22,469 | 27,361 | 30,727 |
| 管理事業費 | 83,036 | 70,120 | 180,592 | 146,290 | 170,392 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収支(-) | -233,974 | -204,052 | -317,279 | -273,618 | -314,187 |
| 収支の主な増減理由 | 平成17年度の収入減収は、H17.12.19からアスベスト対策で休館したため。平成18～19年度は休館中のため、昭和庁舎で展示活動を実施した。 | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 15 | 15 | 17 | 17 | 18 |
| 非常勤職員 | 8 | 7 | 9 | 12 | 13 |
| 合計 | 23 | 22 | 26 | 29 | 31 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区 分 | 19年度 ¹ | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------------------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 7,500 | 12,783 | 51,338 | 70,596 | 95,839 |
| 有料利用者数(人) | 6,000 | 9,644 | 14,400 | 28,853 | 33,345 |
| 無料利用者数(人) | 1,500 | 3,139 | 36,938 | 41,743 | 62,492 |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 平成17年度の減少は、H17.12.19からアスベスト対策で休館したため。平成15年度に比べ平成16年度の利用者数が減少しているのは、経費節減のため開館日数を減少したことによる。平成18～19年度は休館中であり、昭和庁舎で実施した展示活動の利用者数を計上した。 | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題
課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | ・平成18年度から19年度にかけて来館者の安全にかかわる部分について改修を行ったが、県民の財産である美術品を保管するための設備など、未改修の部分も多く、故障も発生している。 |
| 運営面の課題 | ・美術館の使命は、過去と現在の文化資源を、現在に生かすことのほか、未来に託す役割も担っている。この公開と保存という相反する機能を、バランス良く保つこと。 ・未来に引き継ぐ美術コレクションを最も安価で確実に構成するには、現代の作品を僅かでも絶え間なく収集することであるがなかなか収集が進まない。 ・県民のニーズが多様化し、様々な来館者層に満足を与える展示が要求されていること。 |
| その他の課題 | ・社会に開かれた美術館を実現し、県民全体の文化力の向上を図る。 ・学校教育と連携し、子供たちの表現や鑑賞の能力を高め、教養ある人間性を育成する。 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H20.4

| | | | |
|-------|-------|---------|----------|
| 施設の名称 | 館林美術館 | | |
| 所管課 | 文化振興課 | 現在の運営方法 | 直営 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会教育法、博物館法、群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

・美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、もって県民文化の振興に寄与する。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|-------------------------------|---------|------------|
| 設置年月日 | 平成13年4月1日(開館10月26日) | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 6,856平方 ^{メートル} 、2階建て | 大人 | 200(団体160) |
| 建設費(単位:千円) | 5,551,461千円 | 大学生・高校生 | 100(団体80) |
| 敷地面積(所有者) | 19,219平方 ^{メートル} | 中学生以下 | 無料 |
| 備考(大規模改修等) | | 障害者・介護者 | 無料 |

企画展は大人1000円の範囲内で別に設定

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 19年度(当初予算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) | 15年度(決算額) |
|----------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入 () | 15,682 | 22,416 | 18,668 | 20,860 | 16,513 |
| 入館料・図録販売収入 | 12,001 | 13,132 | 11,161 | 10,920 | 12,838 |
| 行政財産使用料(土地・建物) | 2,188 | 1,647 | 3,207 | 3,440 | 3,675 |
| レストラン光熱水費 | 1,493 | 1,237 | | | |
| 各種助成金 | | 6,400 | 4,300 | 6,500 | |
| 支 出 () | 263,946 | 249,369 | 241,940 | 247,382 | 275,801 |
| 職員人件費(常勤) | 100,458 | 91,842 | 89,705 | 89,762 | 89,999 |
| 嘱託人件費(嘱託) | 12,396 | 12,132 | 12,132 | 18,000 | 22,140 |
| 管理・事業費 | 151,092 | 145,395 | 140,103 | 139,620 | 163,662 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収 支 (-) | -248,264 | -226,953 | -223,272 | -226,522 | -259,288 |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 非常勤職員 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 |
| 合計 | 19 | 19 | 19 | 19 | 21 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 19年度 ¹ | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 30,772 | 39,365 | 32,103 | 34,793 | 42,590 |
| 有料利用者数(人) | 17,691 | 25,391 | 19,667 | 21,480 | 28,090 |
| 無料利用者数(人) | 13,081 | 13,434 | 12,436 | 13,313 | 14,500 |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 開催する企画展示の内容や土曜日、日曜日、休日、県民の日等の天候などによって、観覧者数が大きく変動するため。 | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 施設面の課題 | 1 施設・設備機器の不具合が発生(雨漏り、壁のひび割れ、館林地区の冬期における強風が展示室に及ぼす振動音等)している。美術作品を次世代に引き継ぐという美術館の使命を果たすためには、24時間、収蔵庫及び展示室の温湿度を適正に管理する必要がある。 2 常設展示の充実(企画展示・特別展示以外に「オーソドックスな油絵が見たい」という要望もある。) |
| 運営面の課題 | 1 本美術館の使命は、美術作品を通じて「自然と人間との豊かな関係」に目を開かせることであり、このために、本テーマに基づく調査・研究活動を積極的に行い、その成果をわかりやすく『展示』する必要がある。 2 歴史が浅いため、本美術館の知名度を上げる必要がある。 3 両毛地域にある美術館として、県境を越えて文化の振興をはかり、東毛地域の芸術文化振興を行い、「自然と人間」をテーマに群馬県の文化振興と東毛地域の活性化を図る必要がある。 |
| その他の課題 | 1 IT時代における子供たちの未来のために、体験学習を通じた実体験の場を提供する使命を果たす必要がある。 2 団塊世代と協調し、心豊かでゆとりある地域づくりを協働する必要がある。 3 企業が立地先を検討する際の判断材料の一つに、その地域の文化度があり、本県、特に文化施設の乏しい東毛地域の企業立地を促進する観点からも、本美術館の充実を図る必要がある。 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H20.4

| | | | | |
|-------|-------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | 高齢者介護総合センター | | | |
| 所管課 | 介護高齢課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

老人福祉法第15条第1項、介護保険法第86条第1項、群馬県立高齢者介護総合センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

特別養護老人ホームや居宅サービス事業者として要介護者等に入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うとともに、介護の質の向上や、認知症高齢者ケアに関する知識・介護技術普及を図るため、認知症ケアについての研究事業や介護従事者に対する研修事業を行うことを目的とする。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|------------------------------|--------|--------|
| 設置年月日 | 昭和41年4月1日 | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 6,470.10㎡ 2階 | (観覧料等) | |
| 建設費(単位:千円) | 3,084,851千円 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 敷地面積(所有者) | 16,493.24㎡ (群馬県) | | |
| 備考(大規模改修等) | 平成7年度に特養棟改築、平成9年度に在宅福祉・研修棟増築 | | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 19年度(見込額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) | 15年度(決算額) |
|------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入() | 331,546 | 331,799 | 359,440 | 379,938 | 386,566 |
| 介護保険料 | 322,280 | 323,271 | 352,009 | 370,505 | 376,819 |
| 介護保険受託収入 | 635 | 408 | 452 | 764 | 747 |
| 行政財産使用料 | 15 | 15 | 111 | 170 | 169 |
| 雑入(研修負担金等) | 6,850 | 6,473 | 5,256 | 4,936 | 2,502 |
| 国庫補助金 | 1,766 | 1,632 | 1,612 | 3,563 | 6,329 |
| 一般財源 | | | | | |
| 支 出() | 417,173 | 418,587 | 436,118 | 447,718 | 455,207 |
| 人件費(常勤職員) | 253,027 | 257,312 | 261,602 | 278,016 | 294,868 |
| 人件費(非常勤職員) | 68,127 | 64,289 | 69,241 | 68,910 | 55,007 |
| 介護センター運営費 | 80,501 | 81,955 | 91,452 | 78,911 | 83,097 |
| デイサービス運営 | 6,763 | 5,791 | 6,159 | 11,480 | 9,100 |
| 介護研修等実施 | 8,755 | 9,240 | 7,664 | 10,401 | 13,135 |
| 収支(-) | -85,627 | -86,788 | -76,678 | -67,780 | -68,641 |
| 収支の主な増減理由 | ・介護報酬改定による介護保険収入減少(平成17年10月) ・職員の嘱託職員化による人件費減 ・介護機器展示場移管に伴う介護研修等実施経費減(平成18年度～) | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

| | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 33 | 34 | 35 | 37 | 40 |
| 非常勤職員 | 34 | 32 | 35 | 33 | 34 |
| 合計 | 67 | 66 | 70 | 70 | 74 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区分 | 19年度 ¹ | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------------------------|---|---|---|---|---|
| 年間利用者総数(人) | 特養 延 24,669人 短期 延 1,351人 デイ 延 4,148人 居宅支援 延 511人 研修受講者 延 6,302人 | 特養 延 24,932人 短期 延 1,449人 デイ 延 4,462人 居宅支援 延 634人 研修受講者 延 7,513人 | 特養 延 25,352人 短期 延 2,222人 デイ 延 5,632人 居宅支援 延 759人 研修受講者 延 6,397人 | 特養 延 25,388人 短期 延 2,844人 デイ 延 6,707人 居宅支援 延 700人 研修受講者 延 6,383人 | 特養 延 25,304人 短期 延 2,956人 デイ 延 7,490人 居宅支援 延 776人 研修受講者 延 4,256人 |
| 有料利用者数(人) | 特養 延 24,669人 短期 延 1,351人 デイ 延 4,148人 居宅支援 延 511人 研修受講者 延 5,603人 | 特養 延 24,932人 短期 延 1,449人 デイ 延 4,462人 居宅支援 延 634人 研修受講者 延 7,078人 | 特養 延 25,352人 短期 延 2,222人 デイ 延 5,632人 居宅支援 延 759人 研修受講者 延 5,338人 | 特養 延 25,388人 短期 延 2,844人 デイ 延 6,707人 居宅支援 延 700人 研修受講者 延 4,150人 | 特養 延 25,304人 短期 延 2,956人 デイ 延 7,490人 居宅支援 延 776人 研修受講者 延 2,093人 |
| 無料利用者数(人) | 研修受講者 延 699人 | 研修受講者 延 435人 | 研修受講者 延 1,059人 | 研修受講者 延 2,233人 | 研修受講者 延 2,163人 |
| 目標利用者数(人) ² | | | | | |
| 施設稼働率(%) ³ | 特養 96.6% 短期 46.3% デイ 84.7% 居宅支援 56.8% | 特養 97.7% 短期 49.6% デイ 93.0% 居宅支援 74.4% | 特養 99.2% 短期 76.1% デイ 64.7% 居宅支援 71.8% | 特養 99.4% 短期 97.4% デイ 77.1% 居宅支援 66.2% | 特養 99.0% 短期 101.2% デイ 86.1% 居宅支援 73.5% |
| 稼働率対象施設(設備) | 特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、居宅介護支援 | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | ・特養入所者の重度化に伴う入院等による稼働率の減(定員70人は変更なし) ・近隣にデイサービスや居宅介護支援事業者の増加により利用者の減少(デイは平成18年度から利用定員を30人から20人に変更) | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

6 管理運営上の課題
課題の状況

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 施設面の課題 | 今後、各種設備の老朽化が進むことが懸念される。 居宅に近い環境で高齢者の日常生活を支援する個室ユニット型特養が台頭してきているが、従来型の居住環境(多床室中心)である。 |
| 運営面の課題 | 全ての介護従事者の階層的なレベルアップが図られるような研修体制の整備や講師となる職員の確保・育成が必要である。 施設運営の主たる財源である介護保険報酬は3年ごとに国で単価が見直され、経営が不安定である。 |
| その他の課題 | 県内において、高齢者介護に関する知識・技術の相談・指導等を行えるような核となる機関が必要である。 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H20.4

| | | | | |
|-------|-------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | ぐんま天文台 | | | |
| 所管課 | 教育委員会 生涯学習課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例

2 施設の設置目的

天文学に関する県民の理解を深め、もって教育・学術及び文化の発展に寄与する(条例)
群馬県人口200万人到達を記念した後世に残る文化資産として、天体観望によって県民が天文学に親しめる機会を提供し、天文教育普及を図るために設置し、観望だけでなく天文学の研究者である専門職員との交流や最前線の研究に接して「本物」体験ができる場の提供 施設や天文情報の公開などの開かれた利用 学校教育や生涯学習、天文愛好家等との幅広い連携 本格的な観測研究活動を行い、天文学の発展に貢献しうる水準の研究拠点と研究者の養成 国際的な人的支援や共同観測、の5つの基本方針に基づき運営している。

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| | | | |
|---------------|--|--|-------------------------|
| 設置年月日 | 平成11年7月21日 | 区分 | 金額 |
| 建物規模(延べ床面積、階) | 建築面積1,743.38㎡延床面積3,346.15㎡、本館棟地上3階、11mドーム棟地上3階地下1階 | (観覧料等) | |
| 建設費(単位:千円) | 5,523,000千円 | 一般 | 個人300円 団体(20人以上)240円 |
| 敷地面積(所有者) | 69,625.00㎡(群馬県) | 大・高生 | 個人200円 団体(20人以上)160円 |
| 備考(大規模改修等) | | 中学生以下、障害者手帳を持つ方及びその介護者1名は無料 高校等が教育課程に基づき観覧する場合は免除 | |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区 分 | 19年度(当初予算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) | 15年度(決算額) |
|-----------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入() | 4,743 | 4,579 | 4,626 | 5,194 | 5,754 |
| 入館料 | 4,459 | 4,325 | 4,336 | 4,388 | 5,503 |
| 観測機器・施設等使用料 | 161 | 130 | 166 | 233 | 228 |
| 雑入(行政財産使用光熱水費) | 97 | 98 | 98 | 0 | 0 |
| 雑入(雇用保険料本人負担分等) | 26 | 26 | 26 | 573 | 23 |
| 支出() | 363,682 | 344,110 | 343,455 | 358,826 | 383,712 |
| 人件費(常勤職員) | 157,636 | 143,434 | 137,429 | 142,506 | 146,838 |
| 人件費(非常勤職員) | 14,187 | 14,008 | 15,764 | 15,997 | 15,979 |
| 管理・事業費 | 191,859 | 186,668 | 190,262 | 200,323 | 220,895 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収支(-) | -358,939 | -339,531 | -338,829 | -353,632 | -377,958 |
| 収支の主な増減理由 | 行政財産使用光熱水費は17年度から雑入で受け入れ 16年度雑入は過年度人件費返還分を含む | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

| | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 18 | 18 | 17 | 19 | 20 |
| 非常勤職員 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 合計 | 22 | 22 | 22 | 24 | 25 |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況
利用状況

| 区 分 | 19年度 ¹ | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者総数(人) | 31,620 | 30,667 | 29,696 | 30,532 | 35,691 |
| 有料利用者数(人) | 14,834 | 15,084 | 15,202 | 15,423 | 19,158 |
| | 無料利用者数(人) | 16,786 | 15,583 | 14,494 | 15,109 |
| 目標利用者数(人) ² | 30,000 | 30,000 | 33,000 | 35,000 | - |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 平成16年度以降、約3万人で平準化している。 | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題
課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 施設面の課題 | 国内有数の天文観測研究施設として本格的な観測研究活動を行うための望遠鏡や観測装置等(天文学研究の先端技術設備を具備するためのバージョンアップを含めた保守)の維持管理費用の負担。 |
| 運営面の課題 | 天体観望による県民の天文学に親しむ機会の提供と、天文学を通して科学教育普及を図る目的達成のため、学校利用や、子どもたちを中心とした県民の利用促進。 |
| その他の課題 | 児童期において多くの「本物体験」や感動の機会を与えることで、子供たちの豊かな発想や夢、意欲を育てる教育的効果への県民理解の促進。 |

公共施設のあり方検討委員会対象施設個表

H20.4

| | | | | |
|-------|-------------|---------|----|-------|
| 施設の名称 | ぐんま昆虫の森 | | | |
| 所管課 | 教育委員会 生涯学習課 | 現在の運営方法 | 直営 | 指定管理者 |

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

| |
|--|
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例 |
|--|

2 施設の設置目的

| |
|--|
| 身近な昆虫との触れ合いを通じて、生き物相互のかかわり合い、生命の大切さ及び自然環境に関する県民の理解を深めることにより、人と自然が共生する社会づくりに寄与するとともに、持続可能な地球環境を次世代(子供たち)へ引き継ぐことに貢献する。 |
|--|

3 施設の概要

入園料・利用料等 (円)

| 設置年月日 | 平成17年8月1日 | 区分 | 金額 |
|---------------|--|--------|-----|
| 建物規模(延べ床面積、階) | 昆虫観察館本館(延床面積5,084㎡、地上3階・地下1階)昆虫観察館別館(延床面積1,328㎡、地上1階・地下1階)食草・育成温室(延床面積537㎡、地上1階)合計(延床面積6,949㎡) | (観覧料等) | |
| 建設費(単位:千円) | 7,166,000千円 | 一般 | 400 |
| 敷地面積(所有者) | 226,905㎡(群馬県)、223,853㎡(桐生市からの借地)、合計450,758㎡ | 学生・生徒 | 200 |
| 備考(大規模改修等) | | 中学生以下 | 無料 |

該当項目が多い場合は、別紙も可

4 管理運営コストの状況

収支状況

(千円)

| 区分 | 19年度(当初予算額) | 18年度(決算額) | 17年度(決算額) | 16年度(決算額) | 15年度(決算額) |
|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入() | 17,403 | 20,330 | 20,378 | | |
| 使用料収入(入園料) | 15,800 | 18,674 | 19,243 | | |
| 使用料収入(入園料以外) | 995 | 1,017 | 883 | | |
| 財産売払収入 | 60 | 41 | 98 | | |
| 雑入 | 548 | 598 | 154 | | |
| 支出() | 456,898 | 415,561 | 431,701 | | |
| 人件費(常勤職員) | 148,631 | 135,947 | 143,796 | | |
| 人件費(非常勤職員) | 36,490 | 32,112 | 29,956 | | |
| 管理運営費 | 188,561 | 156,863 | 151,624 | | |
| 事業費 | 83,216 | 90,639 | 106,325 | | |
| 収支(-) | -439,495 | -395,231 | -411,323 | | |
| 収支の主な増減理由 | | | | | |

直営施設については、常勤職員と非常勤職員の人件費を区分して記載

5 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

| | 19年度 | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 常勤職員 | 17 | 17 | 18 | | |
| 非常勤職員 | 18 | 18 | 18 | | |
| 合 計 | 35 | 35 | 36 | | |

1 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

6 施設利用の状況

利用状況

| 区 分 | 19年度 ¹ | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------------------------|-----------------------------------|---------|---------|------|------|
| 年間利用者総数(人) | 96,176 | 115,010 | 114,310 | | |
| 有料利用者数(人) | 34,808 | 47,375 | 51,859 | | |
| 無料利用者数(人) | 61,368 | 67,635 | 62,451 | | |
| 目標利用者数(人) ² | 100,000 | 110,000 | 110,000 | | |
| 施設稼働率(%) ³ | | | | | |
| 稼働率対象施設(設備) | | | | | |
| 利用者の主な増減理由 | 親子連れが多いため、休日の天候(雨天、台風、熱暑)の影響が大きい。 | | | | |

1 見込数又は実績を記入

2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

7 管理運営上の所管課としての課題

課題の状況

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 施設面の課題 | 交通不便地にあるため、公共交通からのアクセス充実や宿泊施設及びレストランの確保が求められている。 また、広大な施設であるため維持管理費の節減が課題となっている。 |
| 運営面の課題 | 生き物の観察や触れ合いを通じて自然と環境を実体験として学べるので、効率的な運営に配慮しながらも、次世代を担う子供たちが、自然や環境を理解し保全する心を培うことに一層役立てていく必要がある。また、学校教育の補完施設としても重要な役割を果たしているため、その利用の促進に一層努める必要がある。 |
| その他の課題 | 開園して2年半と日が浅く、また他県にはないフィールドを中心とした自然体験施設であることから、施設の内容や存在が、県内外に十分に広まっていない。 |